

香川県報



号外

平成 17 年

5月31日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

- 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (建築課) 一
- 香川県出先機関事務決裁規則等の一部を改正する規則 ()

規則

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十四号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四号）附則

第一項第六号に掲げる規定の施行期日は、平成十七年六月一日とする。

香川県出先機関事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十五号

香川県出先機関事務決裁規則等の一部を改正する規則

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

第一条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表三監理課の部十五の項第二号中「十条第二項」を「十条第四項」に改め、同項第四号中「三項」を「五項」に改め、同項第七号中「四項」を「五項」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号中「八条ただし書」の下に「、十一条第二項」を加え、同号を同項第十二号とし、同項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

8 既存の一の建築物を二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画若しくはその変更を認定し、又はその認定を取り消すこと。（法八十六条の八第一項・三項・六項）	○		
9 認定建築主に対し、全体計画に係る工事の状況の報告を求めること。（法八十六条の八第四項）	○		
10 認定建築主に対し、工事の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。（法八十六条の八第五項）	○		

別表四の三十二の表十七の項第二号中「十条第二項」を「十条第四項」に改め、同項第四号中「三項」を「五項」に改め、同項第七号中「四項」を「五項」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号中「八条ただし書」の下に「、十一条第二項」を加え、同号を同項第十二号とし、同項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

8 既存の一の建築物を二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画若しくはその変更を認定し、又はその認定を取り消すこと。（法八十六条の八第一項・三項・六項）	○		
9 認定建築主に対し、全体計画に係る工事の状況の報告を求めること。（法八十六条の八第四項）	○		

10 認定建築主に対し、工事の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法八十六条の八第五項)

(建築基準法に基づき手続等を定める香川県規則の一部改正)

第二条 建築基準法に基づき手続等を定める香川県規則(昭和四十七年香川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第七条中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。

第九条及び第十条第二項ただし書中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第十三条第一項第一号中「第一条の三第一項の表」を「第一条の三第一項の表一」に改める。

第十九条中「第一条の三第十四項」を「第一条の三第十八項」に、「同条第一項の表(は)項に掲げる基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書」を「同条第一項の表一(は)項に掲げる図書並びに同項の表二の(一)項及び(二)項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書」に改める。

第二十一条第一項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の四第三項」に改め、「及び第二項」を削る。

第二十三条中「第八条」を「第八条ただし書」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項ただし書、施行条例第二十三条第一項」に、「第二十六条」を「第二十六条ただし書」に、「第二十八条」を「第二十八条ただし書」に改める。

第二十四条第十号中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改め、同条第十号中「第五十二条第七項第一号」を「第五十二条第八項第一号」に改める。

第九号様式注意事項(表面) 3④中「第52条第11項」を「第52条第12項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改め、同様式注意事項(表面) 3⑦中「第52条第6項若しくは第8項」を「第52条第7項若しくは第9項」に、「同条第7項若しくは第11項」を「同条第8項若しくは第12項」に、「同条第6項若しくは第8項」を「同条第7項若しくは第9項」に改め、同様式注意事項(表面) 3⑧中「第57条の2第2項」を「第57条の5第2項」に改め、同様式注意事項(裏面) ⑤中「第52条第11項」を「第52条第12項」に改める。

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第三条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県規則第百十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十三の項イ中「第五十二条の二第一項」を「第五十七条の二第一項」に改め、同項ロ中「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項及び第十四項」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に、「第五十七条の四第一項ただし書」を、「第九項第二号」の下に、「第六十八条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号」を加え、「第八十五条第三項及び第四項」を「第八十五条第三項及び第五項」に改め、同項ニ中「第五十七条第一項」の下に、「第六十八条第五項」を加え、「並びに第八十六条の六第二項」を、「第八十六条の六第二項並びに第八十六条の八第一項及び第三項」に改め、同項ホ中「第五十二条の三第一項」を「第五十七条の三第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。